

令和元年10月以降 藤崎町保育料(二人親世帯)

(単位:円)

階層区分	3歳未満(3号認定) 標準時間				3歳未満(3号認定) 短時間			
	入所児童	1人目	2人目	3人目～	入所児童	1人目	2人目	3人目～
	多子軽減	入所児童が第2子	入所児童が第3子～		多子軽減	入所児童が第2子	入所児童が第3子～	
1階層 生活保護受給世帯等	入所児童	0	0	0	入所児童	0	0	0
	多子軽減	0	0		多子軽減	0	0	
2階層 市町村民税非課税世帯	入所児童	0	0	0	入所児童	0	0	0
	多子軽減	0	0		多子軽減	0	0	
3階層 町所得割課税額 48,600円未満	入所児童	13,000	6,500	0	入所児童	12,800	6,400	0
	多子軽減	6,500	0		多子軽減	6,400	0	
4階層① 町所得割課税額 57,700円未満	入所児童	21,000	10,500	0	入所児童	20,600	10,300	0
	多子軽減	10,500	0		多子軽減	10,300	0	

階層区分	3歳未満(3号認定) 標準時間				3歳未満(3号認定) 短時間			
	入所児童	1人目	2人目	3人目～	入所児童	1人目	2人目	3人目～
	第3子以降の入所	1人目	2人目	3人目～	第3子以降の入所	1人目	2人目	3人目～
4階層② 町所得割課税額 57,700円～97,000円未満	入所児童	21,000	10,500	0	入所児童	20,600	10,300	0
	第3子以降の入所	0	0	0	第3子以降の入所	0	0	0
5階層 町所得割課税額 169,000円未満	入所児童	31,000	15,500	0	入所児童	30,400	15,200	0
	第3子以降の入所	15,500	7,750	0	第3子以降の入所	15,200	7,600	0
6階層 町所得割課税額 301,000円未満	入所児童	34,000	17,000	0	入所児童	33,400	16,700	0
	第3子以降の入所	17,000	8,500	0	第3子以降の入所	16,700	8,350	0
7階層 町所得割課税額 397,000円未満	入所児童	37,000	18,500	0	入所児童	36,200	18,100	0
	第3子以降の入所	18,500	9,250	0	第3子以降の入所	18,100	9,050	0
8階層 町所得割課税額 397,000円以上	入所児童	40,000	20,000	0	入所児童	39,200	19,600	0
	第3子以降の入所	20,000	10,000	0	第3子以降の入所	19,600	9,800	0

備考

- 生活保護受給世帯等とは、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯並びに児童福祉法に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯です。
- 所得割合算額は、税額控除（配当控除、住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除等）の適用前の課税額です。
- 転入等により所得課税証明書の提出がない場合や未申告の場合は、最高額（8階層）に決定することがあります。